

事業概要

こどもにとって、快適で良質な成育環境を整えることで、**全てのこどもたちの健やかな育ちを支援するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された制度**

対象者

保育所等に通っていない
0歳6ヶ月～満3歳未満の子ども

利用時間

月10時間の枠内で時間単位で
柔軟に利用可能

利用料金

1時間：300円（国の基準額）

実施施設

保育所、認定こども園等

事業認可の手順と審議会の役割について

会議に意見を求める理由（意見聴取）

市が乳児等通園支援事業の認可を行う場合は、法に基づき本会議への意見聴取を行うこととなっている。

○児童福祉法（昭和22年 法律第164号）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

〈 略 〉

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

事業開始までの流れ

認可手続

児童福祉審議会等
への意見聴取

設置認可

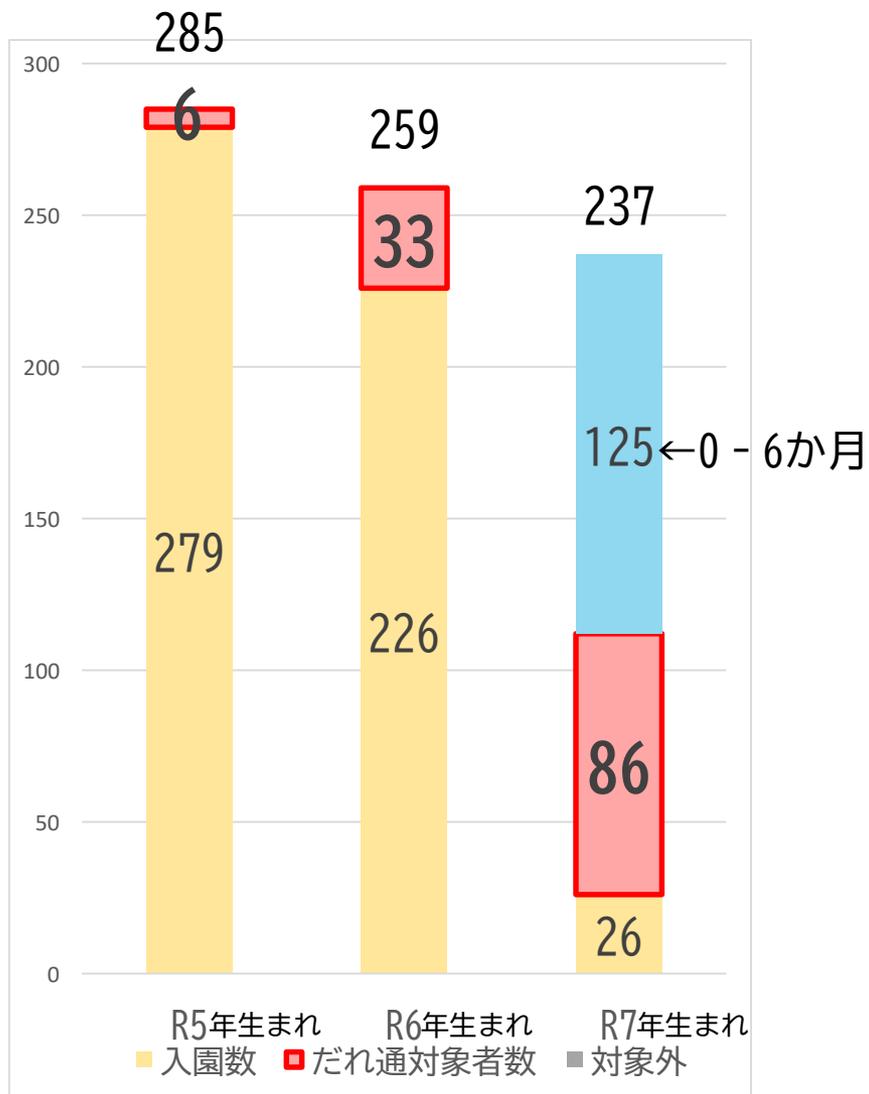
開所

量の見込みと確保方策について（「加賀市こども計画」より）

乳児等通園支援事業

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	7	7	7	6
	確保方策	7	7	7	6
1歳児	量の見込み	4	3	3	3
	確保方策	4	3	3	3
2歳児	量の見込み	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2

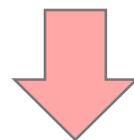
量の見込みと確保方策について



令和8年1月1日時点

対象児童数：おおよそ125人

利用率 10%と仮定すると・・・



利用見込み児童数：おおよそ13人

130時間（13人×10時間）/月

を市内全域で確保する必要

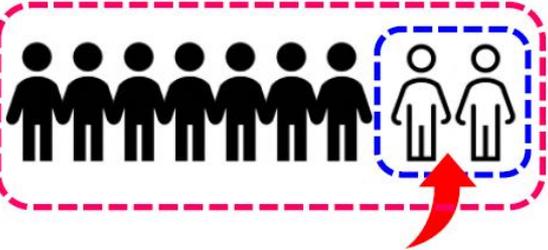
だれ通対象者数：『満6か月以上満3歳未満』かつ『在園していない児童』

実施方法について

いずれかで実施

余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、
保育士は3名以上配置。※1

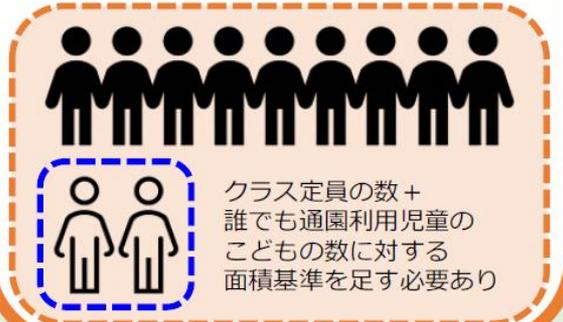


2名の在籍定員の空き枠を活用し
誰でも通園利用児童を受け入れる

- ・ 利用定員の空きを活用
- ・ 専任保育士の配置は不要

一般型 (在園児合同)

例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは別に、
クラス内に誰でも通園利用枠を設け、
且つ専任の保育士を配置。※2

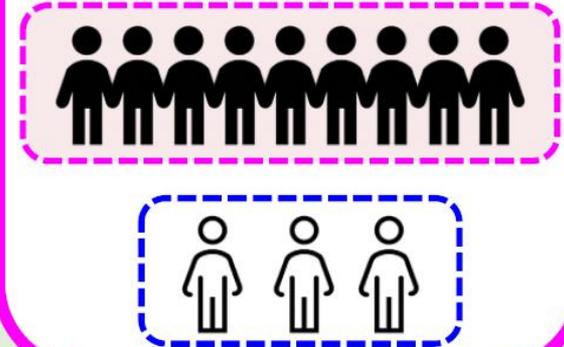


クラス定員の数+
誰でも通園利用児童の
こどもの数に対する
面積基準を足す必要あり

- ・ クラスで合同保育
- ・ 専任保育士の配置が必要

一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、
誰でも通園専用室を設け、
専任の保育士を配置。※3



- ・ 別室で保育
- ・ 専任保育士の配置が必要

↑主にこの方法で実施

利用のパターンについて

① 定期利用

利用する事業所を限定して登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する形

- お子さんが園の環境や人に慣れる。
- 保護者や職員との信頼関係が構築しやすい。
- 事業者としては体制構築において見通しを立てやすい。

② 柔軟利用

利用する事業所、月、曜日や時間を固定せずに、定期的でない柔軟な利用をする形

- こどもの状況や保護者のニーズに合わせた柔軟な利用が可能

利用時間パターン(定期利用(案))

1か月4週として…

① 3時間・3時間・3時間・休み

昼食なし

② 3時間・2時間・3時間・2時間

昼食なし

③ 4時間・4時間・2時間・休み

昼食あり(4時間のみ)

④ 5時間・休み・5時間・休み

昼食あり

1月							2026
日	月	火	水	木	金	土	
28	29	30	31	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
	3H 昼食なし	3H 昼食なし	4H 昼食あり	5H 昼食あり			
11	12	13	14	15	16	17	
	3H 昼食なし	2H 昼食なし	4H 昼食あり	×			
18	19	20	21	22	23	24	
	3H 昼食なし	3H 昼食なし	2H 昼食なし	5H 昼食あり			
25	26	27	28	29	30	31	
	×	2H 昼食なし	×	×			

「柔軟活用」との組み合わせによる運用も含め、利用時間パターンの設定は、それぞれの事業の特徴や地域の状況等を踏まえ、自治体と事業者が相談の上、検討することとされている。

認可申請施設一覧

資料4 差し替え

NO	事業所名	施設類型	申請者	実施方法	給食	利用定員
1	キッズランド いなみえん	幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人 伊奈美園 理事長 表 敬喜	余裕活用品	有	20人
2	かが幼稚園	幼稚園型 認定こども園	学校法人 かが学園 理事長 野口 長成	余裕活用品	有	5人
3	松が丘こども園	幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人 作見福祉会 理事長 中野 圭子	余裕活用品	有	11人
4	たちばなこども園	幼保連携型 認定こども園	社会福祉法人 立正福祉会 理事長 北澤 陸夫	余裕活用品	無	17人
5	やくおうえん	保育所	社会福祉法人 薬王園保育所 理事長 堀井 康子	余裕活用品	有	4人
6	新生保育園	保育所	社会福祉法人 林光園 理事長 雪富 和夫	余裕活用品	無	7人
7	清和保育園	保育所	社会福祉法人 清和福祉会 理事長 小坂 幸子	余裕活用品	有	15人
8	開陽保育園	保育所	社会福祉法人 山代温泉福祉会 理事長 河嶋 與慶	余裕活用品	有	9人
9	聖光保育園	保育所	社会福祉法人 聖光福祉会 理事長 山下 悟	余裕活用品	有	11人
10	山中保育園	保育所	社会福祉法人 慶逸会 理事長 砂上 慶子	余裕活用品	有	7人

【特定乳児等通園支援事業者の確認】

子ども・子育て支援法 第54条の2 により「利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。」と定められています。